

静岡国有林の地域別の森林計画書

(静岡森林計画区)

計画期間	自	平成27年4月1日
	至	平成37年3月31日

関 東 森 林 管 理 局

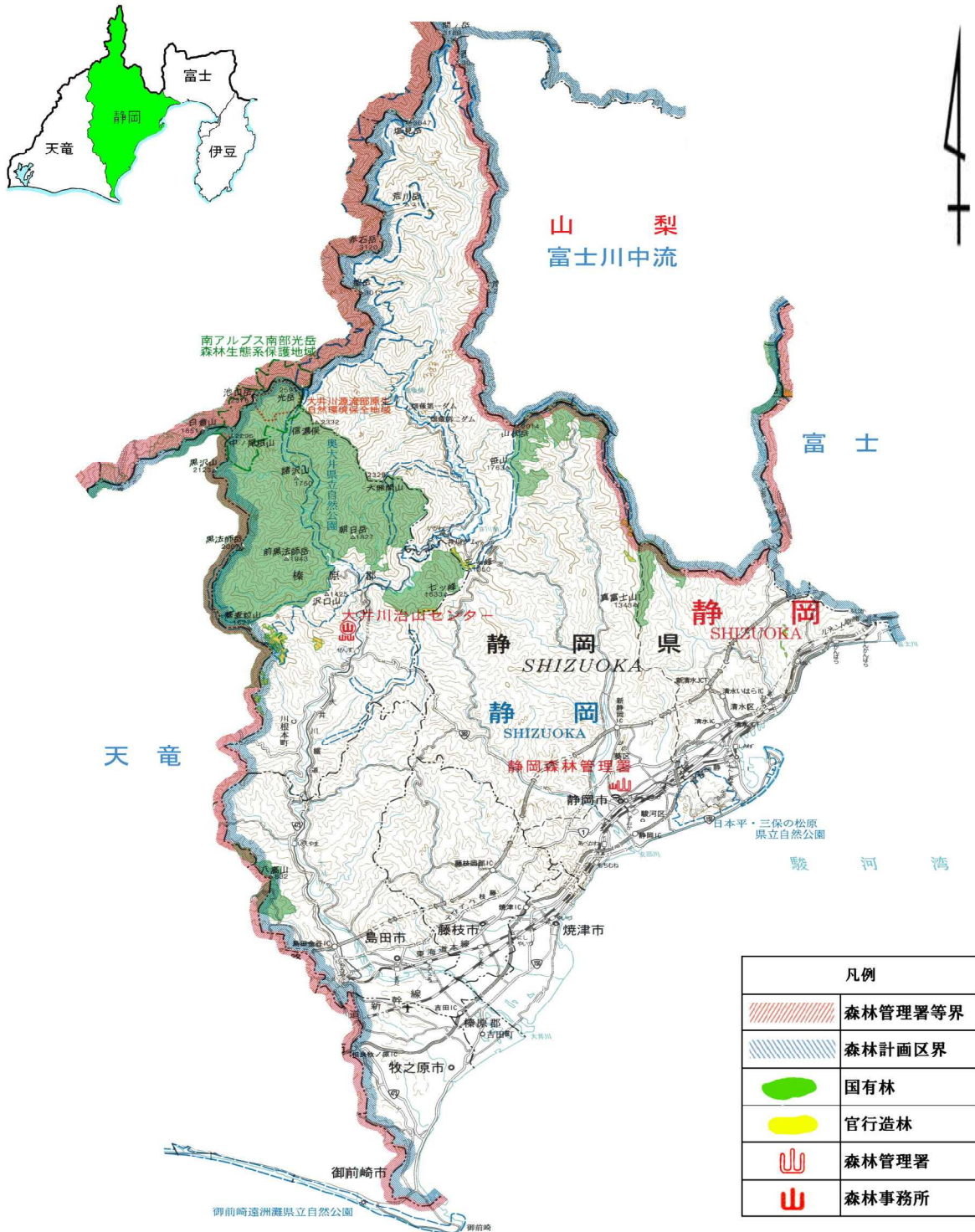
静岡国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、静岡森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。

この計画の計画期間は、平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ ーは、該当がないものである。

静岡森林計画区的位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及び評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	6

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
（1）森林の整備及び保全の目標	9
（2）森林の整備及び保全の基本方針	10
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2 その他必要な事項	12
第3 森林の整備に関する事項	13
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	13
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
（2）立木の標準伐期齢	15
（3）その他必要な事項	15
2 造林に関する事項	15
（1）人工造林に関する基本的事項	15
（2）天然更新に関する基本的事項	16
（3）その他必要な事項	17
3 間伐及び保育に関する事項	18
（1）間伐の標準的な方法	18
（2）保育の標準的な方法	19
（3）その他必要な事項	19
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	20
（2）その他必要な事項	21
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
（1）林道（林業専用道を含む）等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	22
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	22
（4）その他必要な事項	22
6 森林施業の合理化に関する事項	23
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	23
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	23
（3）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	23

(4) その他必要な事項	23
第4 森林の保全に関する事項	24
1 森林の土地の保全に関する事項	24
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域	24
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	24
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	25
(4) その他必要な事項	25
2 保安施設に関する事項	25
(1) 保安林の整備に関する方針	25
(2) 保安施設地区に関する方針	25
(3) 治山事業に関する方針	25
(4) その他必要な事項	25
3 森林の保護等に関する事項	26
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	26
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	26
(3) 林野火災の予防の方針	26
(4) その他必要な事項	26
第5 計画量等	27
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	27
2 間伐面積	27
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	27
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	28
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	33
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	33
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	33
(3) 実施すべき治山事業の数量	34
第6 その他必要な事項	35
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	35
2 その他必要な事項	37
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	38
別表2 保安林の指定施業要件	41
別紙3 保安林の種類別の伐採の方法	43
別紙4 自然公園区域内における森林の施業	44
別表5 原生自然環境保全地域等の森林の施業	45

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、静岡県の中央部に位置し、富士川広域流域に属している。北東は山梨県の富士川中流森林計画区、北西は長野県の伊那谷森林計画区、東は富士森林計画区、西は天竜森林計画区にそれぞれ接しており、南は駿河湾に面し、静岡市、川根本町、島田市、藤枝市、牧之原市、焼津市、吉田町の5市2町を包括している。

この地域の総面積は、262千haで、静岡県面積の34%を占めている。森林面積は、165千haで、うち国有林は32千haあり、森林面積の19%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、3,000m級の山岳が連なる南アルプスの一端をなす明石山脈と国有林のある光岳^{てかりだけ}以南の深南部と呼ばれる高峰により形成されている。

県北端の間ノ岳(3,189m)から南東側に西農鳥岳^{にしのおとりだけ}(3,015m)、笹ヶ岳^{ざるがたけ}(2,629m)、山伏岳^{やんぶしたけ}(2,014m)等の高峰が、安倍峠、田代峠を経て山梨県との境をなしている。また、大井川源流部を挟み、南西側に連なる赤石岳^{ひじりだけ}(3,120m)、聖岳^{ひじりだけ}(3,013m)、光岳(2,591m)等の明石山脈と呼ばれる山岳が長野県との境となっている。更に中ノ尾根山^{なかのおねやま}(2,296m)から南へ黒法師山^{そ ばつ ほう さん}(2,067m)、蕎麦粒山^{そばつぶざん}(1,627m)、八高山^{はつかうざん}(832m)の諸峰からなる山稜が天竜森林計画区との境となっている。

これらの山系のうち、光岳以南の国有林は山地帯から亜高山帯、高山帯に至るまで、多様な森林や植生を有し、自然度の高い天然生林が広域に分布しており、多くの山岳愛好者等から親しまれており、自然環境の維持、保全が望まれている。

(イ) 水系

当計画区の水系は、西部では南アルプスを源流とする大井川が流れ駿河湾に注いでいる。この支流には光岳一体を水源とする寸又川や黒法師岳の南側より流れる大間川^{せつ}等がある。全般に谷が深く滝の見られるところが多いが、溪谷を流れる激流は岩を削り、接阻^{そきよう}峽^{すまたきよう}や寸又峽^{すまたきよう}といった溪谷景観を生み出している。中央部を流れる安倍川は梅ヶ島地域の深い溪谷を形成する多くの沢が合流して南下し、静岡市街地を経て駿河湾に流れ込んでいる。東部には大平地域を源流とする興津川がある。

国有林はこれら大井川、安倍川、興津川の源流部に位置し、水源地として豊富な水量を供給しており、駿河地域の水源として重要な役割を果たしている。

イ 地質及び土壌

(ア) 地質

当計画区は、西側が糸魚川静岡構造線から東は明石列線に挟まれたフォッサマグナ断層群上にあり、中央構造線も走るなど地質構造は非常に複雑である。主として砂岩、泥岩及び礫岩^{れきがん}から構成される中生代白亜紀～新生代古代三期の四万十帯となっている。

地形は早壮年期～満壮年期の侵食過程で、浸食作用が激しく、起伏量が著しく大きい。そのため崩壊の規模は大きく、日本三大大崩れの一つといわれる大谷崩れの大崩壊地があるほか、大小の崩壊地が多く、河川の谷壁部は急傾をなしていることから国土保全に十分配慮することが求められている。

(イ) 土壌

北部及び西部は大部分が褐色森林土に覆われ、林木の生育に良好な土壌となっているが、標高1,300m以上の尾根筋の大半及び中腹部の一部にポドゾル化土壌が分布する。

東部の梅ヶ島地域は、頁岩・砂岩等を母材とした埴壌土であり、標高の高いところではポドゾル化土壌が分布する。また、大平地域は主として基岩が凝灰岩からなり、埴壌土を構成している。

一般に褐色森林土や黒色土は林木の生育に適しているが、酸性度が強く急峻な尾根などに分布するポドゾル化土壌は、一度伐採すると森林復元に大変時間がかかることから、施業の実施に当たっては配慮が必要である。

ウ 気候

当計画区の気候は、北部の山岳地帯と南部の平野部に大別でき、北部と南部では標高差が著しいので気候にも差が見られるが、全般的には温暖多雨で太平洋型気候に属する。

南部の平野部における年平均気温は16℃、年平均降水量は1,700～2,000mmであるが、北部の山岳地帯では年平均気温は14℃、年平均降水量が3,000mmを超えており、地域差が見られる。

エ 森林の概況

当計画区は高山帯を代表するハイマツ群落やお花畑が点在する光岳を頂点に、山地帯のイヌブナ、ミズナラとツガ、モミ等が混交した針広混交林を有するなど多様な森林が見られる。奥地山岳地帯から南側に向かって徐々に高度を下げ、スギ、ヒノキ主体の人工林地帯となるが、全体的に急傾斜地である。

この地域は都市部から比較的近い地理的条件から、多くの人に四季折々の景観を見せるなど、森林は生活環境の保全及び景観形成上重要な位置を占めている。

人工林及び天然林の概況は以下のとおりである。

(ア) 人工林

国有林における人工林面積は約9千haで、森林面積の27%を占め、樹種別にはスギ16%、ヒノキ40%、カラマツ22%、その他22%となっており、全域にスギ・ヒノキが植栽されている。また、標高の高いところにはカラマツも植栽されているが、広葉樹の進入も多く見られる。

齡級別にみるとⅠ～Ⅳ齡級の幼齡林が全体の1%、Ⅴ～Ⅷ齡級が12%、Ⅸ齡級以上が87%となっており、そのうちⅩ齡級以上の林分が67%を占める。

千頭地域ではニホンジカ、カモシカ、ツキノワグマによる剥皮被害が顕著に見られ、近年は梅ヶ島地域でも見られるように被害は拡大傾向にある。

これらの人工林については森林の有する各機能の維持・向上のため、健全な森林状態を維持することが求められている。

(イ) 天然林

天然林の面積は約21千haで、森林面積の67%を占める。

当計画区の天然林は大部分が千頭地域の標高1,500m以上の地帯にあり、ほとんどは針広混交林であり、針葉樹はツガ、モミ類が多く、広葉樹はブナ、ミズナラ、ミズメ、カンバ類が多くなっている。

光岳周辺はハイマツ群落の南限として知られており、光岳南西側の国有林では太平洋側におけるブナ帯からダケカンバ、シラビソ、オオシラビソなどが優占する亜高山帯を経て、ハイマツ帯に至るまでの植生の垂直分布が見られ、自然環境、森林生態系の維持、保全が求められている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は1,189千人で、静岡県人口の32%を占めている。

産業別の就業者割合は、第1次産業が4%、第2次産業が30%、第3次産業が63%となっており、県平均と比較して第1次産業は同程度、若干ではあるが第2次産業の割合が低く第3次産業の割合が高くなっている。

イ 土地の利用状況

当計画区では、総面積262千haのうち、森林が73%、農地が8%、その他19%となっており、災害の防止、水源の涵養^{かんよう}、生活環境や生物多様性の保全等において森林が重要な位置を占めている。

ウ 交通網

鉄道交通では、計画区南側には首都圏と繋がるJR東海道新幹線とJR東海道本線が東西に走っているほか、山間部へは大井川鉄道が千頭駅まで繋がり、さらにアプト式鉄道で井川地区に至り山間経済等の支えとなっている。

道路網は、新幹線と平行するように東名・第2東名高速道路と国道1号が整備され首都圏、中京圏と繋がっているほか、海岸線沿の国道150号と、山間部に繋がる国道52号、362号、473号等が主要路線として整備されている。

海路は国内有数の貿易港である清水港や大井川港のほか、焼津漁港^{もちむね}や用宗漁港等の多くの漁港があり、特に清水港は木材産業に対しても大きな役割を果たしている。

空路では富士山静岡空港が平成21年に開港、国内線では札幌・福岡・那覇・鹿児島^の4路線、国際線ではソウル・上海の2路線が運行、静岡県民の扉として物流や生活などに大きな経済効果をもたらしている。

エ 地域産業の概況

当計画区の産業は東部の静岡市を中心に第3次産業が主体となっているが、西部地域では第3次産業と併せ第2次産業である製造業、建設業が主体となっている。

第1次産業では焼津港の漁業、牧ノ原台地の日本茶等が有名である。

オ 林業・林産業の概要

当計画区の大井川流域は天竜・富士流域と並んで静岡県でも有数の林業地である。

森林資源はスギ・ヒノキ・カラマツを主体とした人工林も多く、国有林・民有林を合わせた森林面積の約5割を人工林が占めている。林産業は、清水港等の大きな木材輸入港を有していることや、大消費地の首都圏に近接していることなどが静岡県の木材産業活動を支えている。

特用林産物はたけのこの生産が全国でも有数の生産量となっており、しいたけ等のキノコ類、竹材、木炭、薪、ぎんなん、わらび、たらめ、じねんじょ等多様な品目が生産されている。

計画区内には4つの森林組合があり、造林、保育、生産及び販売等を通じ、地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

一方、農山村の若年労働力その他産業への流出等による過疎化、高齢化に伴い、林業従事者も年々減少してきており、さらに木材価格の長期低迷等により、林業・林産業のおかれている環境は厳しいものとなっている。

なお、平成26年6月より川根本町及び静岡市の一部地域が、自然の保護と併せ文化的・経済的・社会的に持続可能な発展をめざしたユネスコの南アルプスエコパークに登録されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年分（平成22年度～平成26年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（平成26年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

間伐は、地球温暖化防止対策に寄与すべく実施したが、生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、面積及び材積はともに計画を下回った。主伐は分収林を中心に計画したところであるが、台風により路網等が被災したため、一部実行を見合わせた。

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量 (間伐面積)	15,790	67,348 (651)	8,959	53,701 (519)

（注）前計画の臨時伐採量は、主伐に含めた。

(2) 人工造林及び天然更新別面積

台風により路網等が被災したことにより、分収林を中心に計画した主伐が一部実行できなかったことから人工造林については計画を下回った。

天然林についても、台風の影響等により主伐を実行できず更新は発生しなかった。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	15	6	6	—

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線について計画したが、台風の影響等により開設を見合わせた路線があり、計画より下回った。

林道等の拡張については、台風などの集中豪雨による影響等により緊急的に拡張を実施した路線があり、計画より上回った。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
林道	8,850	8	5,372	14
うち林業専用道	8,850	—	5,372	—

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き伐り（本数調整伐）、災害箇所の復旧を行うための溪間工、山腹工を計画したが、台風などの集中豪雨による影響等により緊急的に保安施設の整備を実行したため、計画を上回った。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	28	—	30	—

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

国有林は、水源の涵養、山地災害防止、木材等の林産物の供給等の機能の発揮を通じて、国民生活と深く結びついてきたところであるが、近年、これらに加えて、保健・文化・教育的な利用の場の提供、良好な生活環境の保全等の機能の発揮、地球温暖化の防止や生物多様性の保全等、森林の持つ多面的機能の発揮に対する期待が高まっている。

このような国民の期待に応え、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を確保していくため、森林生態系の生産力の範囲内で、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。これらのことを踏まえ、次に示す基本的な考えに沿って、民有林と一層の連携強化を図りつつ、森林の整備・保全を進めることとする。

(1) 水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮

大井川流域は、平均年降水量が3,000mmと多雨地域にあたり、上流部はフォッサマグナの地質構造から崩落地帯のため土砂流出も多い。さらに安倍川も源流部の大谷崩れに代表されるように崩壊地の多い流域であるなど、当計画区の96%の森林が水源かん養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されている。

また、南アルプス等の奥地山岳地帯を源流とする多くの河川は豊富な水量で生活・農業・発電等に重要な役割を果たし、駿河湾へと注ぎ込み沿岸部の栄養供給源となっている。

これらのことを踏まえ、保安林の適切な管理、保安施設の配置など山地災害等の防止対策等に努めるとともに、立地条件に応じ天然力を最大限活用しつつ健全な森林の維持に努めることとする。

(2) 生活環境の保全

土砂流出などの山地災害の防止対策等を適切に実施し、地域住民の生活環境の保全を図る。特に、梅ヶ島地区は、1700年以前に発見されたとされる温泉場で、秘湯として親しまれているが、この地域は急傾斜地で上流には大谷崩れをはじめとする大小の崩壊地が多く散在しており、森林の保全を通じ地域住民の生活環境の維持・保全を図る。

(3) 生物多様性の保全

当計画区の国有林には、原生自然環境保全地域（大井川源流部）、国立自然公園（南アルプス）及び県立自然公園（奥大井）や鳥獣保護区特別保護地区（千頭水窪）が指定されており、また、森林生態系保護地域（南アルプス南部光岳）や植物群落保護林（安倍峠オオイタヤマイゲツ外2箇所）を設定しているなど、良好な自然環境を有し、野生生物の重要な生息・生育地となっている。

特に、光岳周辺はハイマツ群落と高山植物のお花畑を伴い、雷鳥の生息も確認されており、周辺一帯の森林とともに良好な森林生態系を有している。さらに千頭地区から梅ヶ島地区にかけて美しい山岳景観を有しているとともに、野生生物の重要な生息・生育地となっていることから、森林生態系の維持、保全を基本とし、野生生物の保護及び生育・生息環境の維持・向上に努めているところである。

また、人工林については、一部の伐採によって、草原を好む昆虫や鳥類、小型の哺乳類等の生息の場や、これらを捕食する希少猛禽類等の採餌場としての機能も期待するなど、各施業と野生生物の保護との両立に配慮した森林整備を進める。

なお、南アルプスエコパークのコア地域24,970haの20%が当計画区（川根本町1,827ha、静岡市3,051ha）にあり、そのうち、37%（1,827ha）を国有林が占めていることから、適切な保全管理を行う。

（４）保健・文化・教育的な利用の場の提供

当計画区の国有林は、山岳地帯の森林と急峻な地形がもたらす優れた景観・景勝地が多数存在する。これらの森林は、森林とのふれあいの場、登山やハイキング等の野外活動の場、森林環境教育の場、四季折々の多様な森林景観を提供する場等として、森林の総合利用を進める。

また、南アルプスエコパークのバッファ地域72,389haの10%が当計画区（川根本町1,117ha、静岡市6,171ha）にあり、そのうち、15%（1,117ha）を国有林が占めていることから地域と連携し適切な保全管理を行う。

（５）林産物の有効活用

当計画区の中では、中央部の梅地地区、南部の大代地区がスギ、ヒノキを中心とした人工林地帯となっている。

人工林では、森林の水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能等を高めるため、若齢林に加え、高齢林についても適切な間伐等を実施する。

また、天然力を活用し多様な林相への誘導が可能な人工林や搬出が困難でニホンジカ・ツキノワグマなどの被害が顕著であり良質な木材の継続的な生産が困難な人工林については、林内の光環境を改善するための抜き伐り等により、針広混交林化等育成複層林への誘導を図る。

このような計画的な間伐や抜き伐り等の森林施業により発生する木材については、資源の有効活用を図る観点から、木材の需要動向等を踏まえ、利用可能なものについて積極的に搬出し、原木の安定供給に努め、地域林業の振興に寄与することとする。

（６）地球温暖化対策等

森林は二酸化炭素の吸収源や炭素の貯蔵庫として重要な役割を果たしており、これまで、間伐等を着実に実施することで二酸化炭素の吸収量確保に積極的に取り組んできたところである。

しかしながら、我が国の人工林資源の齢級構成は50年生付近をピークとして年々高齢化しており、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図るとともに、将来の二酸化炭素吸収量を確保することが求められている。

このため、着実な間伐の実施に加え、主伐と再生林による森林資源の若返りを図る取り組みを積極的に進めていくこととする。

また、花粉症発生源対策として無花粉スギやスギ以外への樹種転換を図るなど、国民のニーズを踏まえた多様な森林資源の整備を推進する。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		31,841.19	
市町村別内訳	静岡県	4,257.16	
	島田市	871.00	
	川根本町	26,713.03	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
- 2 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、関東森林管理局東京事務所及び静岡県森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的・社会的・経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（２）森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然的条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林等における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化、広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害の防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業等の効率化に必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進める。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工

等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	7,510.47	7,277.95
	育 成 複 層 林	2,004.73	2,004.73
	天 然 生 林	20,315.56	20,288.69
森林蓄積 m ³ /ha		213	226

注1) 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為*1により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下、「育成単層林へ導くための施業」という。）。
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐*2等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層*3を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（以下、「育成複層林へ導くための施業」という。）。
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下、「天然生林へと導くための施業」という。）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。

*3 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

注2) 現況については、平成26年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意して実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による。（法令等による制限がある場合はその範囲内）
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、公益的機能の発揮に必要な森林整備との調和に配慮しつつ、伐期の長期化を図るとともに、生物多様性を向上させる観点から、林齢構成の多様化を図ることも考慮し、適切な林齢で伐採することとする。
- g アカマツの天然下種更新やクヌギのぼう芽更新等により育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について配慮するとともに、伐採に当たっては、稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意して実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。また、立地条件、下層木の生育条件等を踏まえ、群状又は帯状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然的条件、林木の生長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状・帯状択伐を行う場合の一伐採群及び帯の大きさは0.05ha未満とする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

b 漸伐

- ・ 伐採箇所は、自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林にあつては、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とし、それ以外の森林にあつては、おおむね10ha以下とする。
- ・ 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。また、伐採率は50%以内とする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 伐採時期は、稚樹の生育状況及び種子の結実状況を勘案して、適切な時期を選定する。
- ・ 天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

c 複層伐

- ・ 適切な伐採区域の形状、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。
- ・ 伐採率は、植栽される下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40～50%）を確保するため、40～60%を目安とする。
- ・ 上木の伐採に当たっては、下木の損傷の回避に努めることとする。

ウ 天然生へ導くための林施業

天然生林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意して実施することとする。

- a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。
- b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	カラマツ	マ ツ 類	そ の 他 針 葉 樹	そ の 他 広 葉 樹
静 岡	45	50	50	35	50	50

(注)「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、ヒノキ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹とする。加えて、苗木の選定については、成長に優れたものの導入や少花粉スギ等の花粉症対策苗木の増加に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用する。

b 植付け

気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期作業に徹し、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施する。

なお、植栽時期は原則として、春植えとする。

c 人工造林の植栽本数

次表を目安とし、生産目標や森林の諸機能の発揮に対する社会的要請、既往の施業体系、地位等の立地条件、残存木の配置状況等を勘案し決定する。

単位：本／ha

スギ	ヒノキ
3,000	3,000

(注) 1 複層林へ導くための施業における下木の植栽本数は、上記本数に伐採率を乗じて得られる本数を目安とし、上層木の配置状況等を勘案し決定する。

2 針広混交林へ誘導する場合にあっては、関係法令を遵守のうえ、保残木や高木性樹種の天然稚幼樹の発生状況等を考慮した本数とする。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

伐採跡地の更新をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林とし、高木性の樹種を対象とする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次のこととする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新のための種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所について、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の更新すべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

- (注) 1 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法
2 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法
3 ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法

(3) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹 種	間 伐 時 期 (年)					間伐の方法
	初 回	2回目	3回目	4回目	5回目	
ス ギ	25～30	35～40	(45～50)	(55～60)	(65～70)	○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木あるいは列状により行うこととする。 ○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。
ヒ ノ キ	30～35	40～45	(50～55)	(60～65)	(70～75)	
マ ツ	20～35	40～45	(50～55)	(60～65)	—	
カラマツ	25～30	35～40	(45～50)	(55～60)	—	

(注) 1 () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐等の保育については、次表により現地の実態に即した、適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

保育の 種 類	樹 種	実 施 林 齢														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈	ス ギ	△	○	○	○	○	△									
	ヒ ノ キ	△	○	○	○	○	○									
つる切	ス ギ							←	△	→		←	△	→		
	ヒ ノ キ							←	△	→		←	△	→		
除 伐	ス ギ								←	○	→		←	○	→	
	ヒ ノ キ								←	○	→			←	○	→

(注) 1) △印は必要に応じて実行、←・→は実行時期の範囲を示す。

2) 実行に当たっては、次の点に留意することとする。

ア 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高を脱し、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。

イ 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。

ウ 2回目の除伐時期において、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施。また、2回目の除伐実施後、1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施。

3) 天然木の保育については、目的樹種の特性、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を進めるため、育成林について、間伐等及び保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等についてはこの限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域における森林施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあっては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長伐期化に努め、公益的機能の維持を

図る。

また、複層状態の森林への誘導の際には、広葉樹の導入による針広混交林化を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期化、択伐による複層林化、択伐以外の方法による複層林化など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進する。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林化により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生動植物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、森林の利用形態や地形・地質、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進する。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	21	169
うち林業専用道	3	2

注) 平成26年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう路網を整備する。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

(4) その他必要な事項 特になし

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

当計画区における林業従事者は、494人（平成22年国勢調査）であり、減少・高齢化傾向の歯止めはかかってなく、林業事業体の経営基盤は脆弱である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業事業体の経営基盤の強化が図られ、優れた林業労働者の確保に資することができるよう、民有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

国産材の需要拡大を図っていくためには、民有林関係者と連携を図り、流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、建築、土木、製紙、再生可能エネルギー等の多様なニーズに対応した木材の安定供給体制の整備を図ることが重要である。このため、森林の重視すべき機能発揮を促進するための森林整備を計画的に実施することによって得られた木材については、市場機能の活用に加え、システム販売による製材工場等への直送を推進し、原木の安定供給に貢献する。

(4) その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の区域については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考 (該当する保安林種等)
市町村	地 区			
静 岡 市	301～334 [静岡市 1～5] [井川 1～3] [由比町 (2)] [渡部落 1]	4,211.69		水源 1,447.50 土流 2,763.94
	計	4,211.69	水源の涵養 土砂流出の防備	
島 田 市	1201～1205、1209～1226	834.63		
	計	834.63		
川 根 本 町	601～665、(666)、667～ 770、775～913、(914)、 915～946 [上長尾部落 1、2] [大井神社 1、2] [中川根 4～6、15～21]	25,414.93		水源 25,414.93
	計	25,415.19	水源の涵養 山地災害の防備	
総 数		30,461.51		

(注) 1 地区欄の数字は林班で、() 書は区域が林班の一部であることを示す。

2 面積は、小班単位で集計。

3 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

① 水源かん養保安林

② 土砂流出防備保安林

4 地区欄の[]書は官行造林地である。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法 該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石の切取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に林地の保全に十分に留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

ア 立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、伐採方法は極力皆伐を避けるとともに、伐採箇所は小面積分散伐採とするよう努める。

イ 土地の形質の変更は極力行わないこととするが、変更を行う場合にあっては、その態様に応じて、土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な処置を講ずるなど土地の保全に留意する。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定する。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止、軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進する。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進する。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害については、依然として被害が見られることから、防除対策として薬剤の樹幹注入等の対策を講じるとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯被害については、県等の民有林関係者と連携し情報の共有化を進めており、被害が確認された場合は、民有林と連携した防除対策を講じることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

ニホンジカやツキノワグマ等による剥皮被害が発生している地域については、樹木に保護材を巻くなど被害予防対策を講じるとともに、個体数管理について、県等の関係機関と連携し、有効な手法の検討を行うこととする。

また、野生鳥獣による被害が発生するおそれのある地域については、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を重点的に行うこととする。

(3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における山火事等の森林被害の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地元市町村との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

山火事や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	273	265	7	160	154	7	113	112	1
前半5カ年の計画量	152	146	5	96	91	5	56	56	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	1,066
前半5カ年の計画量	533

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	115	—
前半5カ年の計画量	69	—

※造林面積については、1の主伐計画量のうち官行造林を除き、国において造林を行うもののみを計上した。

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m、面積:ha

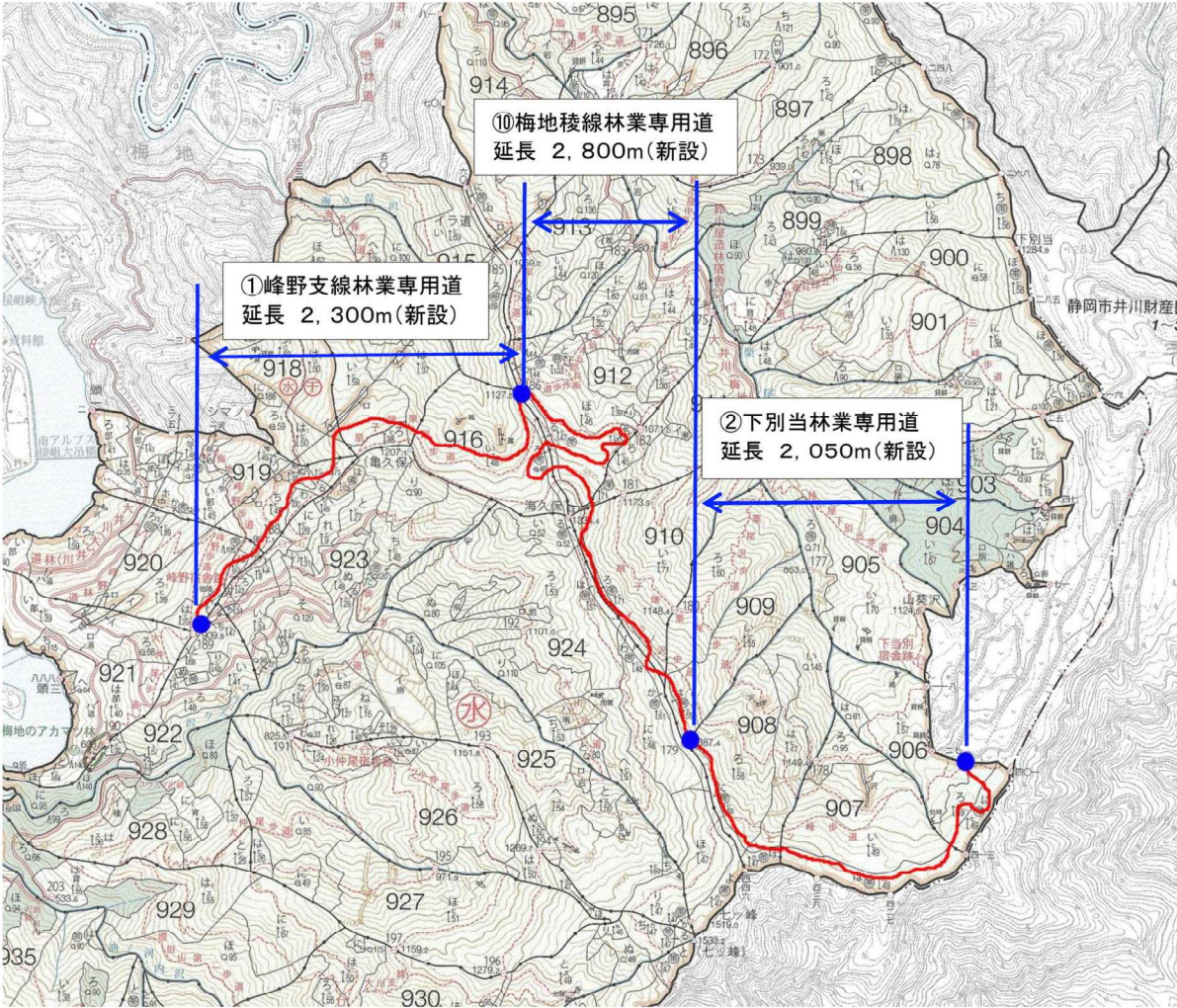
開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
開設	総 計			1 0 路線	25, 400	600	20, 500		
	自動車道	林 業 専用道	川根本町	峰 野 支 線	2, 300	19	2, 300	①	916～920
				下 別 当	2, 050	131	2, 050	②	906～908
				梅 地 稜 線	2, 800	120	0	⑩	909. 910. 912. 916
			計	3 路線	7, 150	270	4, 350		
			島 田 市	八 高 峰	2, 500	74	2, 500	③	906～908
				源太沢支線 (格 上)	850	10	850	④	1214. 1218
				暗 沢 南 (格 上)	1, 700	48	1, 700	⑤-①	1210. 1212
				暗 沢 南	400		400	⑤-②	1209
				辰間一 号 線	1, 400	32	1, 400	⑥	1220～ 1221
				大代西一 号 線 (格 上)	3, 800	31	3, 800	⑦	1212～ 1215
				大代西二 号 線 (格 上)	4, 800	98	4, 800	⑧-①	1212～ 1216
				大代西二 号 線	700		700	⑧-②	1214
				辰間二 号 線	2, 100	37	0	⑨	1221. 1223
			計	7 路線※	18, 250				
拡張	総 数			1 6 路線	1, 210		650		
	自動車道	林 道	川根本町	南 赤 石 (寸又左岸)	50		20		836外
				南 赤 石 (南 明 石)	140		50		617外
				栗代 (栗代)	50		50		868外
				大 井 川 (大 井 川)	90		50		936外

※「暗沢南」及び「大代西二号線」については同一路線であるが、(格上)及び新設が混在しているため表記上分割し計上。

単位 延長:m、面積:ha

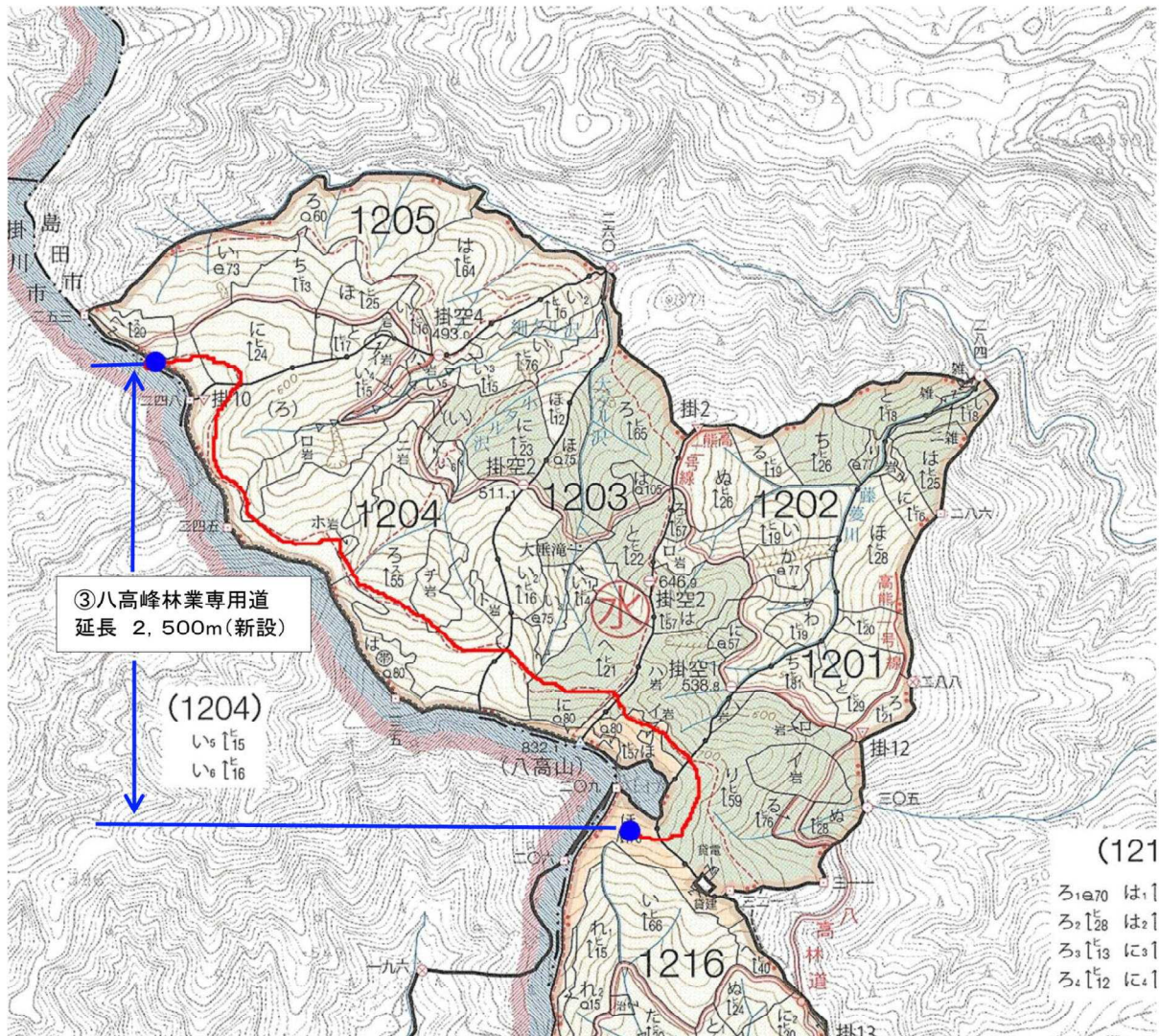
開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年 分	対 図 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	川根本町	大 井 川 (梅 地)	90		50		914外
				蕎 麦 粒	50		30		616外
				峰 野	70		30		922外
				日 向	30		30		822外
				大 間 川	100		20		666外
				湯 山	100		80		663外
			計	1 0 路 線	770		410		
			島 田 市	大代 (大代)	120		40		1223外
				八 高	70		50		1223外
				大 代 東	80		50		1217外
				暗 沢	80		50		1211外
				京 塚	60		20		1219外
				萩間黒俣併用	30		30		1211
			計	6 路 線	440		240		

林道等の開設計画箇所位置図



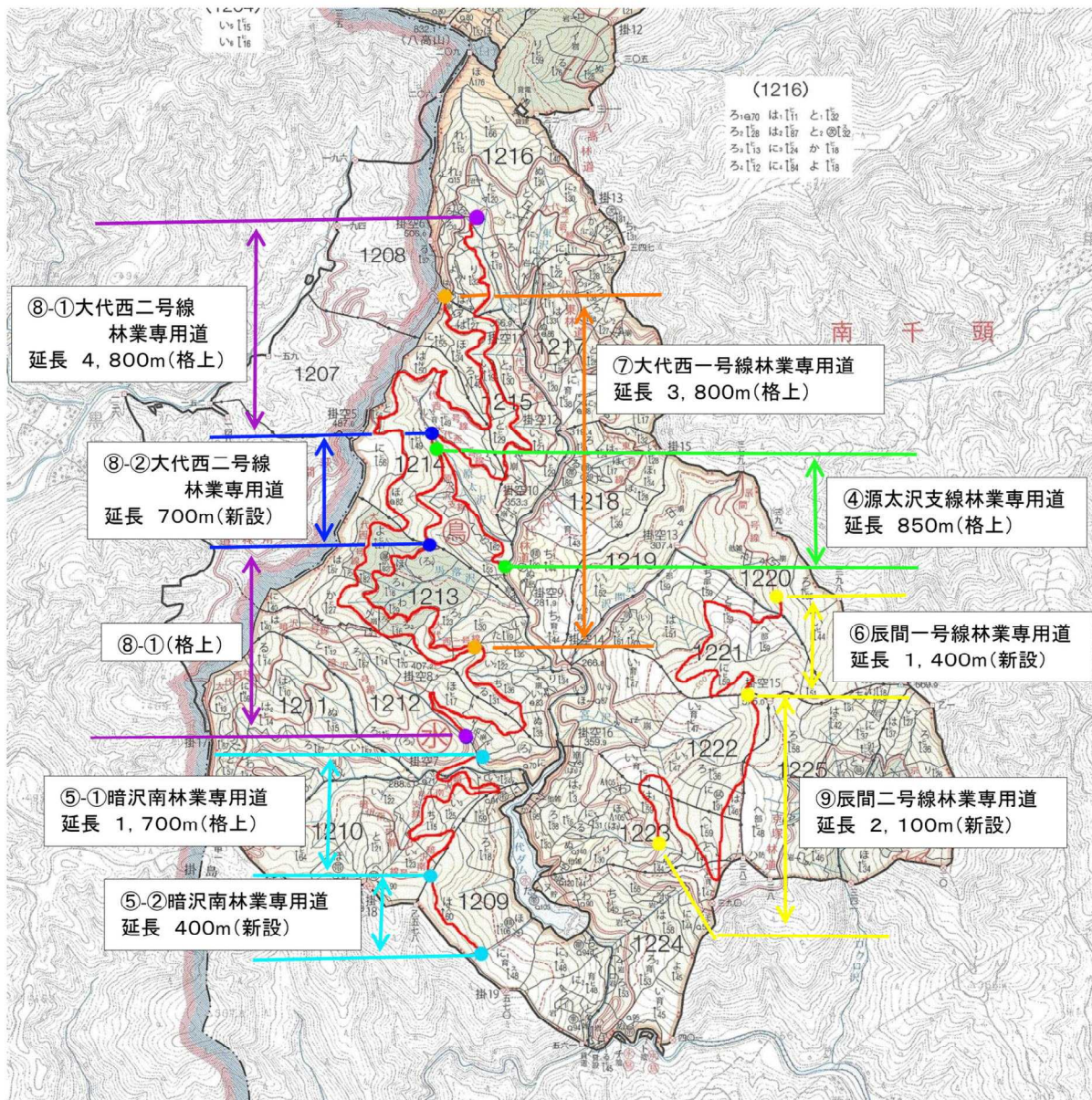
凡例	
	計画路線
	起点・終点

林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線
	起点・終点

林道等の開設計画箇所位置図



凡例	
	計画路線
	起点・終点

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の計画	
総数（実面積）	30,461	30,461	
水源涵養のための保安林	27,697	27,697	
災害防備のための保安林	2,764	2,764	
保健・風致の保存等のための保安林	1,196	1,196	

(注) 1 総数欄は、保安林の種類ごとの重複関係を除く面積を掲上したため、各保安林面積の合計数値とは一致しない。

2 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。

3 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備保安林、干害防備保安林。

4 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健保安林。

②計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

該当なし

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域 (林 班)		前半5カ年の 計画地区数		
静 岡 市	305、307、308、313、316、 318～323、325、326、329	14	14	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
川 根 本 町	602、617、644、659、660、679、 822、824～830、833～834、840、 867、868、901～904、908、912、 916～919、923～925、935、936、 944、946	36	30	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	
島 田 市	1202、1204、1209、1224	5	5	溪 間 工 山 腹 工 本数調整伐	

第6 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	総 数		27,697.31	別表2、3 のとおり	
	静 岡 市	317～334 [静岡市 1～5] [渡部落 1] [井川 1～3]	1,447.75		県立特3 13.26 史名天 0.04
	島 田 市	1201～1205 1209～1226	834.63		
	川 根 本 町	601～770、775～946 [中川根町 4～6、 15～21] [上長尾部落 1、2] [大井川神社 1、2]	25,414.93		干害防備 62.59 保健林 151.60 国立特1 5.32 県立特1 199.81 県立特2 349.91 県立特3 1,219.78 鳥獣特保 1,182.45
土砂流出	総 数		2,763.94		
	静 岡 市	301～316 [由比町 2]	2,763.94	別表2、3 のとおり	保健林 1,044.39 県立特1 212.39 県立特3 431.85
干害防備	総 数		62.59	別表2、3 のとおり	
	川 根 本 町	667、918	62.59		水かん 62.59
保 健 林	総 数		1,195.99		
	静 岡 市	310～316	1,044.39	別表2、3 のとおり	土砂流出 1,044.39 県立特1 171.13 県立特3 318.76
	川 根 本 町	601、667、668、837、 838	151.60		水かん 151.60 県立特1 41.21

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)	
	市 町 村	区 域 (林 班)				
国立特 1	総 数		5.32			
	川 根 本 町	775、776	5.32	別表 4 のとおり	水かん	5.32
県立特1	総 数		423.57			
	静 岡 市	307、308、311～315	216.67	別表 4 のとおり	土砂流出 保健林	212.39 171.13
	川 根 本 町	601、615～617、621、 628、667、668、837、 851、854、855、857、 894	206.90		水かん 保健林	199.81 41.21
県立特 2	総 数		349.91			
	川根本町	619、620、628、629、 630、632～634、769、 776～780、857～859、 879、881、882、 891～894	349.91	別表 4 のとおり	水かん 鳥獣特保	349.91 36.26
県立特 3	総 数		1,704.78			
	静 岡 市	301～306、313～316 [井川 1～2]	446.96	別表 4 のとおり	水かん 土砂流出 保健林	13.26 431.85 318.76
	川 根 本 町	604～609、611～614、 669、670、672、673、 676～681、697～699、 746～762、768、779、 783～791、801～803、 807、808、810、 812～814、817～822、 824、825、828～830、 833、834、836、851、 862～866、869～873、 875、876、878、879 [中川根町 15、16、 18～20]	1,257.82		水かん	1,252.54
原生環境	総 数		1,114.90	別表 5 のとおり		
	川 根 本 町	770～777	1,114.90			
鳥獣特保	総 数		1,182.45	別表 5 のとおり		
	川 根 本 町	731～733、764～766、 769、770、777、778	1,182.45		水かん 県立特 2	1,182.45 36.26
史 名 天	総 数		0.04	別表 5 のとおり		
	静 岡 市	332	0.04		水かん	0.04

(注) 区域欄の[]書は官行造林地である

本表の種類欄に記載した略称の内容

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水 か ん	水 源 か ん 養 保 安 林	国立特1	国 立 公 園 第 1 種 特 別 地 域
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	県立特1	県立自然公園第1種特別地域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
保 健 林	保 健 保 安 林	県立特3	県立自然公園第3種特別地域
史 名 天	史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原生環境	原 生 自 然 環 境 保 全 地 域
鳥獣特保	鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区		

2 その他必要な事項

特になし

別表 1 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積 : ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		31,233.91	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
静 岡 市	計	3,977.52	
	301～312全、313い1～ハ1、ハ3、314全、315い～ろ、316～330全、331い～イ、332～334全		
島 田 市	計	871	
	1201～1205全、1209～1223全、1224い～チ、1225全、1226全		
川 根 本 町	計	26,385.39	
	601～656全、657い～ほ、658～666全、667い1～イ、ロ、ニ、66～678全、679い～そ、イ、680全、681～696全、697～711全、712い～ロ、713～804全、805い～ぬ、806～821全、822～836全、837い～イ、838～865全、866い～ロ、866ニ～ヌ、867～894全、895い～イ、896い～り、896ロ～ニ、897～913全、914い1～に、914ハ～ニ、915い1～ろ、916全、917い～と、917ハ、918い1～に、919い～イ、920い～ほ、920ロ、921い～イ、922全～935全、936い～と、937い1～に2、937ロ～ハ、938～942全、943い～へ、944い～と、945全、946い～よ		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		20,723.64	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
静 岡 市	計	3,977.52	
	301～312全、313い1～ハ1、ハ3、314全、315い～ろ、316～330全、 331い～イ、332～334全		
島 田 市	計	106.77	
	1201い、1201は、1201り～ニ、1202ろ～り、1202ハ、 1203ろ～は、1203ほ～と、1204に、1213ろ1、1213ろ3～ろ4、 1213ほ、1213わ、1213よ、1216ほ、1225ロ、1226い1、 1226い3～い4、1226へ～と		
川 根 本 町	計	16,639.35	
	601に～ほ、603～608全、609ろ～へ、610へ、610イ、611い、 611に～イ、612へ～と、613に～へ、614は～ほ、615ろ、 616い、616と～り、617い～ろ、617に～ロ、618ろ～イ、 619ろ～よ、620は～り、621い、621は～に、622ろ1～ろ2、 623と～ち、623わ、623イ～ロ、624～627全、628い～は、 628ほ～か、629全～641全、645～651全、654ほ、656全、 659全、662全、663全、667ら～む、667ニ、668ろ、669と、 674全、685わ～か、686～694全、702～704全、711全、 712い～ロ、713～745全、746い～は、746り～イ、746ハ、 752～769全、770ろ、775ろ、776ろ～は、777ろ～に、 778～804全、805い～ぬ、806～811全、815ほ、816い、 817全、819全、821全、825～829全、830は～ハ、831へ～と、 832ろ、833ろ～は、833へ～イ、834ほ～わ、836全、 837い～ろ、837イ、846～851全、854～858全、862と～ち、 862ロ～ハ、863ち～ぬ、864ろ～か、864ハ、865と～り、 866ぬ～る、866よ～た866チ、869ほ、869と、869り、871ほ、 872ほ～と、873い、873イ、875へ、875り～よ、875れ、 876に～ほ、878ろ、879～883全、884い、884は～イ、 885～889全、890全～894全、898ロ～ハ、899は、899ほ～へ、 902へ、902イ、903は1～は2、903イ、904い、904イ～ハ、 921に～へ、922は～923ほ、928い～ろ、928ほ、929い～ろ、 935ろ、935ほ、935ち、936い、936ろ2～は、936ほ、937い1、 937ロ、938に、943い、943ほ～へ、944い～に、944へ、 945い1～い2、945は、945ほ～へ、945ち、946ほ～へ、 946ち～り、946ろ～か		

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
該当なし

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		8,052.55	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
静 岡 市	計	331.65	
	301ろ～は、302ろ、303は、304い～ろ、304に～ほ、305ろ、306ち～り、307へ～ち、307ぬ～る、308ち～り、311は～に、312ろ～は、312ロ、313い1～と、ハ1、ハ3、314ろ、315ろ、332に2		
島 田 市	計	25.86	
	1202ほ～へ、1202イ、1203に、1211い、1212に、1216ほ、1218ち1、1218り～ぬ、1222ほ、1223い、1223ぬ、1223か		
川 根 本 町	計	7,695.04	
	601全、602全、604ち、605ぬ、606ろ、607ほ～へ、607ち、608ち～り、609ほ～へ、611へ、612へ～と、613に～ほ、614は、615ろ、616い、617ろ～は、618い、619い、619た、620い～ろ、621い～ろ、622い、628は～に、629へ、630ろ、632ろ、633ろ、634ろ～に、649ほ、650い、650と～ち、651い、651は、662ろ、667い1～イ、667ロ、ニ、668全、669と、670ろ、685わ～か、686～693全、702ほ、703全、704へ、704イ、711る、712い、717ろ、721ろ、722ろ、723全、730～734全、736ろ、738ろ、739ろ、758い～ろ、758に～イ、759い～は2、759イ、760い、762い、763～767全、768い、769全、770～779全、780い～は、780と、781ろ、781イ、782ろ、782イ、783は、784は、785へ、788い、789い、793い、794い、795は、796へ、797と、806い、807ち～り、807る、807ハ、808へ～と、810に、815ほ、816い、826い、826に～へ、826ロ、827い、827ロ、830い～ろ、830イ、831へ～と、832る、833い、833に～ほ、833イ、834い～に、837い～イ、838い、850ろ、851ろ～に、854ろ、855ろ、857全、858全、862と～ち、862ロ～ハ、863ち～ぬ、864る～か、864ハ、865と～り、866ぬ～る、866よ～た、866チ、869ほ、869と、869り、871ほ、872ほ～と、873い、873イ、875へ、875り～よ、875れ、876に～ほ、878ろ、879～894全、921に、922ほ、923ほ		

3 1 及び 2 のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
該当なし

別表2 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	(1) 主伐に係るもの イ 水源の涵養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 (2) 間伐に係るもの イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令が定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	(1) 主伐に係るもの イ 同一の単位とされる保安林等においては伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわた

事 項	基 準
3 植 栽	り帯状に残存することとなるようにするものとする。 ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (2) 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。 (1) 方法に係るもの 満1年生以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るため必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 (2) 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 (3) 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

(注) 第3号の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表 3 保安林の種類別の伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
土砂流出防備 保安林	1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。
干 害 防 備 保安林	1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐） 2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。
保 健 保安林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあつては、択伐。

別表 4 自然公園区域内における森林の施業

特別地域の区分	施 業 の 方 法
特 別 保 護 地 区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項3号に規定する標準伐期齢をいう。）に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 3 種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表 5 原生自然環境保全地域等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、同施行令（昭和48年政令第38号）及び同施行規則（昭和48年総理府令第62号）による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年 1 月17日付け38林野計第1043号）による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「静岡県文化財保護条例」（昭和36年静岡県条例第23号）及び同施行規則（昭和40年静岡県教育委員会規則第1号）による。